

## 5. 重点整備地区と生活関連施設・経路の指定

### (1) 生活関連施設・生活関連経路の選定方針

生活関連施設は、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他施設であり、その中でも重点的かつ一体的に事業を行う必要性が高い施設を抽出します。

生活関連経路は、生活関連施設相互間を結ぶ経路として特に多くの人々が利用する歩行者導線を選定し、その中でも地区の中心的な施設であるJR安倍川駅と主な施設を結ぶ経路は速やかな移動円滑化が必要な経路として「主な生活関連経路」に、各施設相互間を結ぶネットワーク経路を「その他生活関連経路」と区分します。

ただし、多くの人々が利用する歩行者導線であっても、安倍川駅周辺地区は歩車分離していない生活細街路が多く、バリアフリー基準に適合した整備が困難又は適さない路線も多くあります。

このため、こうした路線も「その他生活関連経路」として歩行者の安全性を確保・向上させ、可能な範囲でバリアフリー基準への適合に努めます。

また、生活関連施設及び生活関連経路の選定においては、長期的展望を明らかにする観点から計画段階の施設等も含め幅広く記載します。

### (2) 生活関連施設

重点整備地区内における生活関連施設として、右記施設を指定します。

区分	生活関連施設
特定旅客施設	JR安倍川駅
特別特定建築物	オーク長田
	長田体育館
	長田保健福祉センター
	長田コミュニティ防災センター
その他施設等	長田生涯学習センター
	商店街
	みずほ公園
	寺田鎌田第2公園

### (3) 生活関連経路

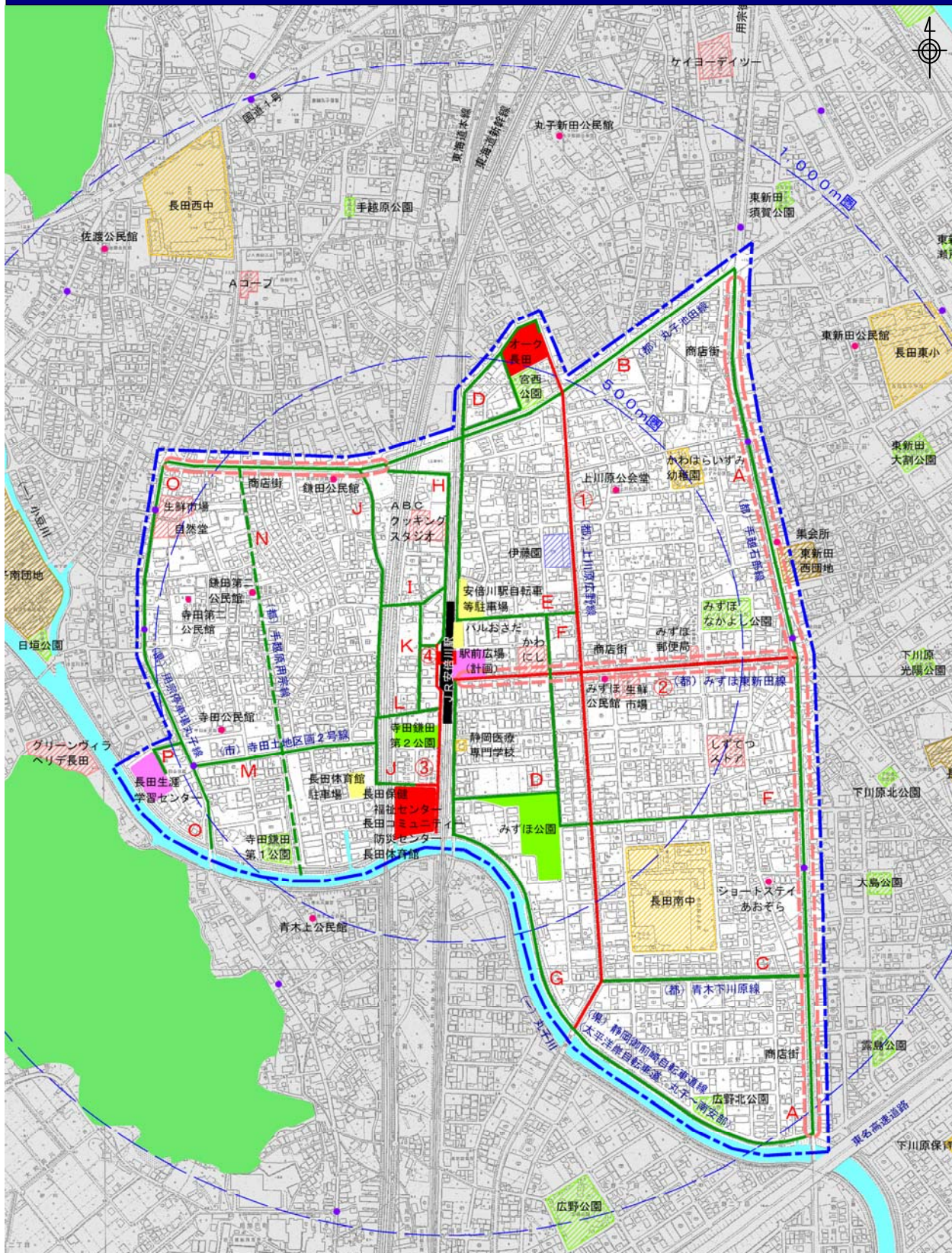
重点整備地区内において、指定した生活関連施設相互間を結ぶ経路として、特に多くの人々が利用する歩行者導線を「主な生活関連経路」「その他生活関連経路」に区分し、以下のとおり指定します。

また、安倍川駅周辺地区は（一）丸子川を活かしたまちづくりが求められていることから、（一）丸子川へのアクセス経路及び（県）静岡御前崎自転車道線（太平洋岸自転車道）の一部も生活関連経路として指定します。

主な生活関連経路		
番号	路線名	延長 (m)
①	(都)上川原広野線	1,100
	(都)上川原鎌田中央線	100
②	(都)みずほ東新田線	550
③	寺田鎌田土地区画 32 号線	250
	寺田鎌田土地区画 26 号線	50
④	(都)安倍川駅東西自由通路	70
合計		2,120

その他生活関連経路		
番号	路線名	延長 (m)
A	(都)手越石部線	1,500
B	(都)丸子池田線	1,050
C	(都)青木下川原線	350
D	(都)上川原鎌田中央線	350
	上川原鎌田土地区画 9 号線	200
	みずほ 4、5 丁目 1 号線	750
E	みずほ 4 丁目 3 号線	200
F	みずほ 4、5 丁目 2 号線	350
	下川原青木線	400
G	青木鎌田線	50
	(県)静岡御前崎自転車道線	850
H	丸子新田鎌田丸子線	100
	寺田鎌田土地区画 32 号線	300
I	寺田鎌田土地区画 30 号線	100
J	手越原鎌田線	400
	寺田鎌田土地区画 6 号線	100
	寺田鎌田土地区画 26 号線	50
K	寺田鎌田土地区画 29 号線	150
	駅前道路(新設)	50
L	寺田鎌田土地区画 28 号線	100
M	寺田鎌田土地区画 2 号線	300
N	(都)手越原用宗線	700
O	(県)用宗停車場丸子線	700
P	寺田鎌田土地区画 13 号線	50
	寺田鎌田土地区画 16 号線	50
合計		9,200

安倍川駅周辺地区バリアフリー基本構想 S=1 : 10,000



凡例

	重点整備地区		特別特定建築物		指定公園施設		事業所等
	主な生活関連経路		その他公共施設等		その他公園施設		駐車場・駐輪場
	その他生活関連経路		商店街		商業施設等		集会所等
	特定旅客施設		学校		集合住宅		バス停